

○藤岡市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱

平成18年9月28日

教委告示第4号

改正 平成20年1月28日教委告示第1号

平成21年2月26日教委告示第1号

平成24年12月21日教委告示第3号

平成26年2月21日教委告示第1号

平成28年3月10日教委告示第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的理由により就学困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し、必要な援助(以下「就学援助」という。)を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(支給対象経費)

第2条 支給対象経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 学用品費

児童又は生徒が通常必要とする学用品若しくはその購入費

(2) 通学用品費

小学校若しくは中学校の第2学年以上に在学する児童又は生徒が通常必要とする通学用品(通学靴、雨靴、雨傘、上履き及び帽子等)若しくはその購入費

(3) 宿泊校外活動費

児童又は生徒が学校行事として宿泊を伴う校外活動に参加するために直接必要な交通費、宿泊費及び見学科

(4) 日帰り校外活動費

児童又は生徒が学校行事として宿泊を伴わない校外活動に参加するため直接必要な交通費及び見学科

(5) 修学旅行費

児童又は生徒が、小学校若しくは中学校を通じてそれぞれ1回参加する修学旅行に要する経費のうち、修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費及び見学科並びに均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、しおり代、荷物搬送料、通信費、旅行取扱料金等の額

(6) 新入学児童生徒学用品費等

小学校又は中学校に入学する者が通常必要とする学用品、通学用品(ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘、上履き及び帽子等)若しくはその購入費

(7) 学校給食費

市内の小・中学校に在学する者の学校給食に要する費用の一部

(8) 医療費

児童又は生徒が、健康診断において学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第8条に規定する疾病にかかっていることが判明し、学校において治療の指示を受けた者に対してその疾病の治療のための医療に要した経費(トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯及び寄生虫病(虫卵保有を含む。))

(支給額)

第3条 前条に掲げる支給対象経費に係る支給額は、別表の定める額とし、予算の範囲内で支給することができるものとする。

(支給対象者)

第4条 支給対象者は、市内に住所を有し、学校教育法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒の同法第16条に規定する保護者で次のいずれかに該当するものとする。

(1) 要保護者

生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(学用品費、通学用品費、宿泊校外活動費、日帰り校外活動費、通学費、クラブ活動費、体育実技用具費及び学校給食費の支給については、同法第13条の規定による教育扶助並びに新入学児童生徒学用品費等については、同法第12条の規定による生活扶助が行われている者に対するものを除く。)

(2) 準要保護者

ア 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で、前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

(ア) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止

(イ) 地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の62の規定に基づく個人の事業税の減免、同法第295条第1項の規定に基づく市民税の非課税又は同法第323条の規定に基づく市民税の減免及び同法第367条の規定に基づく固定資産税の減免

(ウ) 国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条及び第90条の規定に基づく国民年金の掛金の減免

- (エ) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第77条の規定に基づく保険料の減免又は徴収の猶予
  - (オ) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条の規定に基づく児童扶養手当の支給
  - (カ) 生活福祉資金貸付制度による貸付け
- イ ア以外の者で次のいずれかに該当する者
- (ア) 失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
  - (イ) 職業が不安定で、生活が困難と認められる者
  - (ウ) 学校納付金の納付状況の悪い者、児童又は生徒への食事の摂取、被服等の状態が悪い者、その他通学用品等に不自由している者等で生活が極めて困難と認められる者
  - (エ) 経済的理由で児童又は生徒の欠席が多い者
- ウ その他当該校長が特に援助を必要と認める状態にある者

(申請手続)

第5条 就学援助を受けようとする保護者は、申請理由、児童生徒の家庭状況その他必要事項を記載した就学援助費受給申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に必要な書類を添えて、藤岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書の提出は、児童又は生徒の在学する学校の校長を経由して行うものとする。この場合において、校長は、教育的立場から意見を付することができる。

(認定)

第6条 教育委員会は前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請書を審査したうえ、就学援助の認定の可否を決定し、保護者及び校長に要保護及び準要保護児童生徒就学援助費決定通知書(様式第2号)により通知する。この場合において、教育委員会は校長及び民生(児童)委員の意見を十分考慮するものとする。

(期間)

第7条 就学援助を受けることができる期間は、教育委員会が申請書を受理した日の属する月の翌月(4月に受理した場合にあっては同月)から当該年度の3月までとする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(支給方法)

第8条 就学援助費の支給は、委任状(様式第3号)により受給資格があると認定された者(以下「受給者」という。)の委任を受けた校長が行うものとする。

(認定の取消し等)

第9条 対象児童又は生徒が年度の中途において、転学、死亡若しくは保護者の生活状況が改善され、援助を必要としなくなったときは、校長は、速やかに教育委員会へ報告しなければならない。

2 教育委員会は、前項の報告を受けたとき又は虚偽の申請により就学援助を受けたときは認定を取り消すことができる。

(返還)

第10条 教育委員会は、前条第2項の規定により、認定を取り消したときは、就学援助費の一部又は全部を返還させることができる。

(補則)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成20年教委告示第1号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成21年教委告示第1号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年教委告示第3号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成26年教委告示第1号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年教委告示第2号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

| 支給対象となる費目 | 支給額(年額)        |         |
|-----------|----------------|---------|
|           | 小学校            | 中学校     |
| 学用品費      | 11,420円        | 22,320円 |
| 通学用品費     | 2,230円         | 2,230円  |
| 宿泊校外活動費   | (臨海学校以外)3,620円 | 6,100円  |

|             |                 |         |
|-------------|-----------------|---------|
|             | (臨海学校)3,650円    |         |
| 日帰り校外活動費    | 1,570円          | 2,270円  |
| 修学旅行費       | 実費支給            | 実費支給    |
| 新入学児童生徒学用品費 | 20,470円         | 23,550円 |
| 学校給食費       | 35,490円         | 40,630円 |
| 医療費         | 治療に要した費用(個人負担額) |         |

備考

- 1 新入学児童生徒学用品費は、3月15日から4月15日の間に認定した場合に支給する。なお、新入学児童生徒学用品費支給対象者には、通学用品費の支給をしない。
- 2 教育委員会が月の途中で準要保護者として認定したときは、学用品費、通学用品費及び給食費は、認定した月以降分を月割り支給する。
- 3 宿泊校外活動費及び日帰り校外活動費において、当該活動に要した経費が支給額を下回った場合は、当該活動に要した経費を支給額とする。

様式第1号(第5条関係)

(表面)

年 月 日

(あて先)藤岡市教育委員会

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

就学援助費受給申請書(継続・新規)

年度の就学援助費の給付を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、本申請にあたり、私の世帯全員の所得課税状況・児童扶養手当受給などについて、藤岡市教育委員会が閲覧又は照会することに同意します。

記

1 対象児童生徒氏名(小学生と中学生がいる場合は、申請書を別々に作成してください。)

| 学 校 名 | 学 年 | 氏 名 | 学 年 | 氏 名 |
|-------|-----|-----|-----|-----|
| 学校    |     |     |     |     |

2 世帯の状況(前項の児童生徒を除き、生計を共にする世帯全員について記入して下さい。)

| 続柄 | 氏 名 | 生年月日 | 職業又は学校名(学生は学年も記入) | 年 収 |
|----|-----|------|-------------------|-----|
|    |     |      |                   |     |
|    |     |      |                   |     |
|    |     |      |                   |     |

3 申請の理由(該当するものに○をつけて下さい。)

ア 前年度又は、当該年度において次のいずれかの措置を受けた者

(ア) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止

(イ) 地方税法に基づく個人の事業税の減免、市町村民税の非課税又は減免及び固定資産税の減免

(ウ) 国民年金法に基づく国民年金の掛金の減免

(エ) 国民健康保険法に基づく保険料の減免又は徴収の猶予

(オ) 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給

(カ) 生活福祉資金制度による貸付け

(イ)～(カ)に該当する場合は、非課税証明書、児童扶養手当証書の写し、減免・猶予その他を証明するものを添付すること

(裏面)

イ 又は、上記以外で、次のいずれかに該当するもの

(ア) 失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は、職業安定所登録日雇労働者

(イ) 職業が不安定で、生活状態がよくないと認められる者

(ウ) 学校納付金の納付状況のよくない者、児童又は生徒への食事の摂取、被服等の状態がよくない者、その他通学用品等に不自由している者等で生活が極めて困難と認められる者

(エ) 経済的理由により児童又は生徒の欠席が多い者

(イ)・(ウ)については世帯全員の源泉徴収票又は所得証明書、(ア)についてはその事実を証明するもの、(エ)については校長の証明を添付すること

4 住宅の形態(○をつけて下さい)

|    |    |      |     |            |        |   |
|----|----|------|-----|------------|--------|---|
| 持家 | 借家 | アパート | 間借り | 公営住宅(市・県営) | 家賃(月額) | 円 |
|----|----|------|-----|------------|--------|---|

5 家計の状況(月額：すべて記入して下さい。)

| 収入計 |          | 円 |   |   |
|-----|----------|---|---|---|
| 内 訳 | ・給料(手取り) | 円 | ・ | 円 |
|     | ・児童扶養手当  | 円 | ・ | 円 |
|     | ・養育費     | 円 | ・ | 円 |

6 就学援助を必要とする理由(具体的に記入して下さい。)

|  |
|--|
|  |
|--|

|          |        |  |
|----------|--------|--|
| 教育委員会使用欄 | 証明書の有無 | <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 無                               |
|          | 前年度の状況 | <input type="checkbox"/> 要保護 <input type="checkbox"/> 準要保護 <input type="checkbox"/> 新規 |
|          | 認定の可否  | <input type="checkbox"/> 認定( 年 月 日)<br><input type="checkbox"/> 否認定(理由： )              |

備考 この文書は要保護準要保護申請にのみ使用するもので、個人情報保護の観点から部外秘とし、必要年限保管後は廃棄するものとする。

様式第2号(第6条関係)

その1

藤教学発 号  
年 月 日

様

藤岡市教育委員会 印

要保護及び準要保護児童生徒就学援助費決定通知書

年 月 日付で申請のあった標記の件について、次のとおり決定しましたので、通知します。

認定

1 対象児童・生徒

| 氏 名 | 学 校 名 | 学 年 組 |
|-----|-------|-------|
|     |       |       |
|     |       |       |

2 就学援助費開始年月日 年 月 日

3 提出書類

委任状

注 委任状の記入に際しての留意事項

- 日付は就学援助費開始年月日としてください。
- シャチハタ印は使わないでください。

4 提出期日 年 月 日( )

否認定

理由



その2

藤教学発 号  
年 月 日

校長 様

藤岡市教育委員会 印

要保護及び準要保護児童生徒就学援助費決定通知書

年 月 日付で報告のあった標記の件について、次のとおり決定しましたので、通知します。

1 対象児童・生徒

年度 要保護及び準要保護児童生徒一覧表(兼認定通知書)

\_\_\_\_\_ 学校

| 番号 | 要・準 | 学年 | 児童生徒氏名 | 住 所 | 認定の可否 | 備考 |
|----|-----|----|--------|-----|-------|----|
|    |     |    |        |     | 可・否   |    |
|    |     |    |        |     | 可・否   |    |
|    |     |    |        |     | 可・否   |    |
|    |     |    |        |     | 可・否   |    |

2 就学援助費開始年月日

年 月 日

様式第3号(第8条関係)

委 任 状

学校名

校長名

上記の校長を(私の)代理人と定め、次の行為を委任します。

年度要保護及び準要保護児童生徒就学援助費

- 1 学用品費
- 2 通学用品費
- 3 宿泊校外活動費
- 4 日帰り校外活動費
- 5 修学旅行費
- 6 新入学児童生徒学用品費
- 7 学校給食費
- 8 医療費

の受領、請求及びその執行に関すること

年 月 日

保護者

住 所

氏 名

児童生徒名

学年・組( 年 組)



様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第6条関係)

様式第3号(第8条関係)